

適正な空家の管理 をお願いします！

空家の管理は
所有者・管理者
の責任です！

空家は所有者や管理者の責任において適切に管理していただくものです。「空屋等対策の推進に関する特別措置法」では、所有者や管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めなければならないと定められています。空家の倒壊により、通行人がけがをした場合、所有者や管理者は損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

生命の危険や損害賠償 に発展する可能性も！

空家の管理不全が原因で隣家に損害を与えたり、近隣住民に危害を及ぼした場合、空家の所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任（民法第717条）を負う可能性があります。



◆外壁材等の落下による死亡事故（想定）

被害モデル
●死亡：11歳男児
（小学校6年生）

問い合わせ先
産業建設課
TEL 377-5658

損害区分		損害額(万円)
人身損害	死亡逸失利益	3,400
	慰謝料	2,100
	葬儀費用	130
	合計	5,630

出典：公益社団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」より

耐震性のない木造住宅（空き家）の 除却（解体）費用を補助します！



耐震診断の結果、倒壊する恐れが高いと判定された空き家である木造住宅の除却費用の一部を補助します。

問い合わせ先
産業建設課 TEL 377-5658

対象となる木造住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された3階建以下の木造住宅
- ②朝日町木造住宅耐震診断等事業による耐震診断の結果、評点が0.7未満のもの
- ③概ね1年以上、人が住んでいない空き家であること

補助額

除却（解体）工事費用の23%の額で上限20万7千円（千円未満切り捨て）

対象者

空き家の所有者または相続人

「北勢地域若者サポートステーション」のご案内

「働きたいけど、どうしたらよいか分からない」「働きたいけど自信が持てず一歩が踏み出せない」など働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方の「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」の就労を全面的にバックアップする支援機関です。

当町では、北勢地域若者サポートステーションの出張相談を役場に毎月第4水曜日10時～12時に実施しております。

ご利用の際は、北勢地域若者サポートステーションに直接お電話の上ご予約ください。

本人だけでなく、ご家族からの相談もお受けいたします。
なお、今月の相談については右記の通りです。

北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in朝日（費用無料・要予約）

内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15～49歳で無職の方

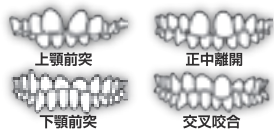
（ご家族・関係者・在学中でも可）

日時：9月25日（水）10時～12時

場所：朝日町役場 1階 相談室

問合せ・予約先：北勢地域若者サポートステーション
TEL 359-7280

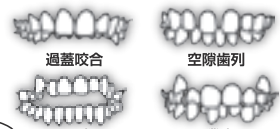
有料広告掲載欄



大人の矯正
約30～50万円程度

子供の矯正
約5万円程度からご提案
（床矯正 片顎10万円程度）

矯正相談 受付中



※自由診療です

診療日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00～13:30	○	○	×	○	×	○	×
午後 15:00～18:00	○	○	×	○	○	○	×

<休診日>
水曜・日曜
祝日

歯科衛生士パート大募集！

時給…1,600円～2,000円

詳しくは右記のお電話までお気軽にお問い合わせください



院長 原田 聡

お気軽に
お電話ください

桑はらだ歯科クリニック
桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日
TEL 0594-27-5454

